

いさと園生活支援通所サービス事業所運営規程

施行 平成 29. 4. 1

令和 5. 3. 17 規程第 12 号

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人豊田みのり福祉会が開設するいさと園生活支援通所サービス事業所（以下「事業所」という。）が行う生活支援通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、リーダー、従業者（以下「従業者等」という。）が、基本チェックリストにより事業対象者と判定された高齢者または要支援状態である高齢者に対し、適正な生活支援通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 指定生活支援通所サービスの提供にあたっては、事業所の従事者等は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び軽運動等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、豊田市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 いさと園生活支援通所サービス事業所
- ② 所在地 豊田市井上町 5 丁目 5 8 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ② 管理者 1 名（常勤兼務）
- ② リーダー 1 名以上（常勤兼換算）
- ③ 従事者 0.5 名以上（常勤換算）

従事者は、指定生活支援通所サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。
- ② 営業時間 10 時から 13 時までとする。
- ③ サービス提供時間 10 時から 12 時までとする。

(指定生活支援通所サービスの利用定員)

第 6 条 指定生活支援通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

1 単位 10 名

(指定生活支援通所サービスの内容及び利用料等)

第 7 条 指定生活支援通所サービスの内容は次のとおりとし、指定生活支援通所サービスを提供した場合の

利用の額は、豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要項に記載された額とし、当該指定生活支援通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

- ① 軽運動
- ② レクリエーション
- ③ 趣味活動

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定生活支援通所サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、1キロメートルあたり20円を徴収する。
- 3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った生活支援通所サービスの費用は、30分あたり1,000円を徴収する。
- 4 おむつ代は、実費を徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時における対応方法）

第8条 従業者等は、指定生活支援通所サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- （4）（1）から（3）までを適切に実施するための担当者を置く。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、別紙の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第11条 従事者等は、利用者に対して従事者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従事者等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業所は、従事者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整

備する。

- 2 従事者等は行務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人豊田みのり福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 令和5.3.17規程第12条

この規程は、令和5年4月1日から施行する。